

徳島県県土整備部委託業務（土木）検査要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する土木工事に係る委託業務の適正な検査に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第2条 検査は、測量、調査及び設計等に係る委託業務について行うものとする。

（検査の種類）

第3条 検査は、完了検査及び進行（部分払）検査とする。

（検査員）

第4条 委託業務の検査員（以下「検査員」という。）は、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 支出負担行為のうち政策監、県土整備部長、局長又は課長（以下「部長等」という。）が専決する業務については、部長等が任命する当該業務所掌外の課長補佐又は副課長とする。
- (2) 各総合県民局長又は県土整備部東部県土整備局長（以下「県民局長等」という。）が支出負担行為を行う業務については、県民局長等が任命する当該業務所掌外の課長又は課長補佐とする。
- (3) 上記によることが困難な場合は、部長等又は県民局長等が適宜任命することができるものとする。

（委託業務完了（進行）報告書の提出）

第5条 受注者は、履行期間内に「委託業務完了（進行）報告書（様式－14）」を部長等又は県民局長等に提出しなければならない。

（委託業務完了（進行）報告書の進達等）

第6条 県民局長等は、本庁執行に該当する業務については、受注者から「委託業務完了（進行）報告書」の提出があったときは、「委託業務完了（進行）進達書兼検査復命書（様式第1号）」により知事に進達しなければならない。

2 上記以外の業務については、「委託業務検査復命書（様式第2号）」により行うものとする。

（成果品の検査）

第7条 検査員は、成果品を対象として契約書、仕様書、図面、打合せ簿等に基づき、業務内容と合致しているかどうかを検査しなければならない。この場合において必要があるときは、現地と照合しなければならない。

2 検査員は、成果品を適正と認めたときは、「委託業務検査結果調書（様式第3号）」を速やかに部長等又は県民局長等に報告するものとする。

（検査の立会）

第8条 検査には、当該業務の総括監督員、主任監督員及び現場監督員（以下「監督員」という。）が立会しなければならない。ただし、やむを得ない場合この限りでない。

2 監督員は、検査の日が決定したときは、検査に先立って受注者に検査日を連絡し、当該検査に係る業務の受注者又は管理技術者、及び主任技術者を立会させるものとする。また、必要に応じて照査技術者についても立会させることができるものとする。

（委託業務成績の評定）

第9条 検査員及び監督員は、完了検査により完成を確認した委託業務については、別に定める徳島県県土整備部委託業務（土木）成績評定要領（以下「成績評定要領」という。）により、それぞれがその成績を評定しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による評定の結果を委託業務の受注者に通知しなければならない。

（検査の復命）

第10条 監督員は、本要領第7条（成果品の検査）の規定による検査（修補の完了の検査を含む。）が終了したときは、次に掲げる書類を整備し、成果品一式を添付して速やかに提出しなければならない。

- (1)検査復命書（様式第1，2号）
- (2)委託業務検査結果調書（様式第3号）
- (3)委託業務完了（進行）報告書（様式－14）
- (4)委託業務成果品一式
- (5)委託契約書
- (6)管理技術者等選任届（様式－1～7）
- (7)TECRIS
- (8)業務計画書（様式9，10）
- (9)その他必要な書類

（完了の承認）

第11条 部長等又は県民局長等は、検査の結果、合格と認めたときは、「委託業務完了（進行）報告書」を受理した日から10日以内に「委託業務完了（進行）承認書（様式第4号）」を作成し、受注者に交付しなければならない。

（成果品の修補）

第12条 部長等又は県民局長等は、その成果品に錯誤があること、又は現地と合致しないこと等業務内容と合致しないことを発見したときは、軽易なものにあつては、口頭に

より、重要なものにあつては、書面により指示して訂正又は再測量等を期間を定めてさせなければならない。これに要する費用は、受注者の負担において行うものとする。ただし、発注者の責めに帰するものにあつては、この限りでない。

2 部長等又は県民局長等は、第7条の規定による検査を行った後において、相当の期間経過後（契約書に定めるかし担保期間内）に錯誤を発見したときは、前項に準じて訂正又は再測量等をさせなければならない。なお、この場合の評定の修正については、成績評定要領第8条によるものとする。

3 検査員は、前2項により修補を命じられた受注者から「修補業務完了報告書（様式－15）」の提出があつた場合には、再検査を行わなければならない。

（部分払いの準用）

第13条 委託業務について、特別の事情により部分払いをする必要があるときは、本要領第5条から前条までの規定を準用して行うものとする。

（補足）

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は、平成22年10月1日以降に検査する委託業務について適用する。

この要領は、平成23年4月1日以降に検査する委託業務について適用する。

この要領は、平成24年4月1日以降に検査する委託業務について適用する。

委託業務検査復命書

業 務 完 了 復 命 書					
局 長	副 局 長	次 長	課 長 補 佐	係 長	担 当
<p>下の委託業務について、平成 年 月 日 検査しましたところ、その結果は別添委託業務検査結果調書のとおりであり、合格と認めました。</p> <p>つきましては、別紙により、業務完了を承認し、受注者に承認書を通知してよろしいか。</p> <p>また、別添のとおり委託業務の成績を評定し、その結果を別紙により受注者に通知してよろしいか。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査員 印</p> <p style="text-align: right;">立会人 印</p> <p style="text-align: right;">局長 殿 印</p>					
業務完了検査について（伺）					
局 長	副 局 長	次 長	課 長 補 佐	係 長	担 当
<p>次の委託業務について、別紙のとおり委託業務完了報告がありましたので</p> <p style="text-align: center;">に検査を命じてよろしいか。</p>					
委託業務名					
路線名等					
委託業務箇所					
業務委託料					
履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで				
受注者					

- 注 1 部分払のときは、「完了」の文字を「進行」と書き換えて使用すること。
- 2 決裁欄は適宜定めること。

委託業務完了（進行）承認書	
受注者の住所及び氏名	
委託業務名	
路線名等	
委託業務箇所	
業務委託料	
前回までの部分払額	前金払額 第1回部分払額 第2回部分払額 第3回部分払額
今回支払額	
契約年月日	年 月 日
履行期間	着工完成 年 月 日から 年 月 日まで
完了（進行）年月日	年 月 日
完了（進行）報告年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査員の職氏名	
<p>上記のとおり、委託業務の完了(進行)を承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知事又は所長等</p> <p style="text-align: center;">殿</p>	

注 部分払のときは、「完了」の文字を「進行」に書き換えて使用すること。